

共同体法の優位と国会主権の原則

釜 田 泰 介

目 次

- 一、はじめに
- 二、ヨーロッパ共同体法の優位原則
- 三、英國における国会主権の原則
- 四、ECと国会主権の原則
- 五、むすび

一　は　じ　め　に

ヨーロッパ共同体は発生以来、共同市場の確立発展を目指すということをその中心目的としてきた。しかしこの経済的な側面での共同体の確立の背後には、この共同

体を経済領域だけのものに留めず、政治的な共同体の確立を通してヨーロッパの統合を目指すという理想が存在していることも否定できない。これはある意味では新しい国家の形成を志向しているとも言えるのである。⁽¹⁾ヨーロッパ共同体の確立が将来理想通り実現されるのかどうか断言できない面があり、この試みが今日のような経済領域だけに留まっているとしても、そこには法的な観点から無視できない重大な問題が提起されているのである。それはこの共同体は、従来見られたような多国間の条約と異り、この共同体を形成している条約を頂点としてその下で種々の法律を定立し執行する独自の機関を備

えているからである。すなわちヨーロッパ共同体は自治能力を備えた国際組織なのである。⁽²⁾ ゆえにここに、ローマ条約を頂点とする共同体の法秩序と各構成国の国内法秩序との関係という問題が発生するのである。このことはもしも現在のヨーロッパ共同体が経済領域での共同ということを越えて、政治領域での統合という方向へ発展していくとますます重要性を持つてくるのである。要するにヨーロッパ共同体を維持しようとすれば、各構成国で取られてきた伝統的な法原理に修正を施さざるをえない事態が発生するのである。そして共同体の管轄領域というものが広がれば広がる程、各構成国内で再検討を迫られる法領域はますます広がっていくことが考えられる。これは、法思考の異なる国家が新しい組織体を共同で形成しようとしてすることに必然的に伴う現象といえよう。

このことを憲法の領域に限定して考えるなら、各国が近

代以降取ってきた、憲法を最高法規とする法秩序をいかにして共同体法の法秩序の中に組み入れていくかという

ことである。ヨーロッパ共同体というものが新しい国家の形成を究極的に志向するものであれば、そこには必ずその法秩序に最高性を与えるそれを維持していくという思考が出て来ざるをえない。このヨーロッパ共同体法優越の思考に照して、各国憲法優位の思考は修正を迫られるのである。本稿ではこのような問題をイギリス憲法の場合に限定して考えてみようとするものである。イギリスは他の構成国と異り、成文の憲法典を有していないが、そこには国会の意思を至上とする基本的憲法ルールが存在しているのである。一九七三年の英國のヨーロッパ共同体加入はこのイギリス憲法上の根本規範⁽³⁾にどのような変化をもたらそうとしているのか考察してみたい。

二 ヨーロッパ共同体法の優位原則

ヨーロッパ共同体法は、ローマ条約並びにその条約に基づいて作られる規則がその主要なものである。問題はこ

共同体法の優位と国会主権の原則

のローマ条約のうちのいくつかの条項と規則が、構成国全域に直接適用されるという性格を持っていることである。⁽⁴⁾すなわち国内法の介在を必要とするところなく、直接効力が構成国並びに構成国民に及ぶということである。この場合共同体が管轄している事項につき別の法規が構成国に存在すれば、同一問題に対する二種類の異った法規範が存在することになる。当然のことながら国内法の場合にはその法規範の中には憲法条項も含まれている。このように同一事項について二つの規範が存在する場合、どちらの法の効力が優越するかという問題が生ずる。英國加盟前においても、後においても、すでにこのような法の抵触問題は発生しており、英國もまたこの問題をどう解決するか迫られていたのである。イギリスが直面している今日までのこの問題についての状況はどのようなものであろうか。これについてはヨーロッパ共同体裁判所の見解と各構成国裁判所による見解とが既に出ているが、必ずしも意見の統一を見ていない。

共同体裁判所は一九六〇年代から七〇年初頭にかけてこの問題にいくつかの事件を通じて判断を示している。⁽⁵⁾共同体裁判所は一貫して共同体法の優位性を唱えているが、まず一九六三年の *Van Gend en Loos* 事件において、共同体は新しい法秩序を創設したのであり各国はこの法秩序の恩恵を享受するためにその主権を制限したのであると述べている。すなわちヨーロッパ共同体設立によって構成国の主権が制限されたことに言及しているのである。続いてこのような立場に立つて共同体裁判所がこの問題に正面から答えた代表的事件に *Enel Case* (1964) がある。⁽⁶⁾この事件では、国家の営業の独占権と設立権を規制しているローマ条約三七条と五三条は構成国に直接適用されると判決されたのである。事件はイタリア人が一九六二年のイタリア電力産業の国有化を右共同体法に反するという理由で、電気料金の支払を拒絶したというものであった。この事件で共同体裁判所は、

共同体法秩序の法的性格と各国は一定の国家権を共同体

へ委譲したところの觀点から、共同体法の優位性を示す判断を示した。すなわち、共同体裁判所は、当条約の規定とその精神により、各構成国は互恵主義に基づいて受け入れた共同体の法秩序に反するような、その後通した一方的国内法を優先させることではなくたのやあると述べた。また判決は、各構成国は各国の主権を明らかに制限するとこうことを受け入れたのであるから、主権制限のためその後作られた共同体の目的に反しているような一方的国内法は効力を失うことになり、これ以外の解決法は共同体の法的基盤を損うことになると述べている。この意見は明らかに共同体法の各國々内法に対する優越を宣告したものであり、共同体法に反する法を通してはならぬ」という各国の義務を確認したものである。その後この立場は一九六九年の *Walt Wilhelm Case* (1969) と *Art Treasures* (No2) Case (1972) で踏襲された。⁽¹⁹⁾ このように共同体裁判所は国内法に対する共同体法の優位を確認したのみならず、一九七〇年十

二月十七日の判決では構成国憲法に対する共同体法の優位性をも宣告するのである。共同体の農業に関する規則は西ドイツ憲法の定める財産権の保障規定 (ドイツ憲法) [条]、[四条] を侵すとこうことを争った *International Handelsgesellschaft Case* や「国内法の条項はそれがどのよいか性格のものであれ共同体法に優越しない。共同体法の有効性とその構成国における適用は、たとえ基本的人権又は一国の憲法が侵されると主張されるとしても損われるものではない」という判断を示した。⁽²⁰⁾ このように国内法並びに憲法に対する共同体法優位の判断はその後の諸事件においても確認されている。⁽²¹⁾ ここからしてこの立場は今日、共同体裁判所における確固とした立場と言ふるのである。

次にこののような共同体裁判所の共同体法優位という立場を各構成国においてはどのように受け入れているか、各構成国憲法と国内裁判所の判断を概観してみたい。オランダ、ルクセンブルグ、ベルギーは成文憲法を改正し

共同体法の優位と国会主権の原則

て共同体法の優位性をできるだけ保障しようとしている。(1) オランダは一九五六年、憲法を改正して、その六六条において国際条約は憲法並びに国内法に優越するとしている。そしてオランダ憲法では国際条約、国際協定は国土の最高法規となっており、かつ国際組織の行為は国際条約と同じ法的地位を享受する。しかもオランダ裁判所は国際条約、国際協定の憲法適合性を審査してはならないとなつていている。ゆえにオランダにおいてはローマ条約のみならず、規則も最高法規の地位を与えられることになるのである。(ただし、このオランダ憲法について注意しなければならない点は、憲法並びに国内法に優越すると考えられる条約は直接適用される条項のみであるということ、直接適用される条項か否かの判断はオランダ国内裁判所の権限となってい

る点である。オランダ裁判所がこの判断権を持っていて、それから、直接適用という概念を厳格に解釈することで国際条約からその至上性を剥奪することが可能になるという点に留意する必要がある。) ルクセンブルク憲法四九条は国際組織への立

法権、行政権、司法権の一時的委任を定めている。一九七〇年八月十八日改正されたベルギー憲法二五一条は、条約または法律によって一定の権力を国際法上の組織行使させることができるとしているが、同憲法は国際条約の至上性を認めてはいない。次いでフランス、ドイツ、イタリア憲法にはすでに条約に関する条文が存在しており、それを通じて共同体法の優位性を確認することも可能である。(2) 一九五八年のフランス憲法五五条は、互恵主義を条件としてのみ条約の国内法に対する優越を認めている。ドイツ憲法二五一条は、国際法の一般原則は国内法の一部を構成しかつ国内法に優越して連邦領土内住民に直接適用される権利義務を創設することを認めている。

(ただしドイツ憲法においては条約の優位性はすでに存在している法律にのみ主張できるということ、条約は憲法条項に優越しない、特に基本的人権を保障している憲法条項には優越しないとしていることに注意すべきである。) イタリア憲法一一条は主権を国際組織に委任することを認めているが、国際条約

の国内法に対する優越を保障してはいない。以上見て來たように、ECの最初の六ヶ国における憲法上の条約の取り扱い方は必ずしも同じではない。オランダの如く条約の憲法に対する優位性を明文で保障しているものから、ドイツ、イタリアのようにそれを否定しているものまで存在しているのである。そこからこの六ヶ国の国内裁判所がこれらの憲法条文に依拠して共同体法との抵触問題を解決する際には、その判断結果は異ったものとなることが予測される。国内裁判所は大体において、共同体法の優位性を宣告している共同体裁判所の立場を国内においても宣告しようとする傾向がみられるが、しかしその態度はまだ確固としたものではなく共同体裁判所の判断に真向から対立するような国内法又は国内憲法優位判断を示している例も見られるのである。

一九六四年共同体裁判所の *Enel Case* の影響を受けた国内裁判所において共同体法の優位性を宣告した例は六ヶ国の各国内裁判所において見られる。これらの中に

は共同体法の優位性を明らかに承認しているブルギー裁判所の次のような代表的判断が見られる。曰く「国内法と条約により確立された法規との間に抵触が生じた場合、条約により確立された法規が優先されねばならない。共同体法を創設した条約は新しい司法秩序を設けたのである。それによつて共同体構成国は、条約により止められている分野において自らの主権を行使することに制限を課したのである」⁽²²⁾。

しかしたとえこの共同体法の優位性を認めると、これが一般的の傾向としても、将来定立される国内法又は国内憲法と、共同体法との抵触問題が生じた時国内裁判所が必ず共同体法を優先させるとは現段階では断言できない。それは次のような諸事件において示されている。第一はフランス行政裁判所の一九七〇年判決、*Syndicat Général de Fabricants de Semoules de France* があげられる。⁽²³⁾ 共同体法は一九六一年の EEC 規則一九により共通の対外関税に従う以外の輸入を禁止していくとし

る、フランスはアルジェリアが独立によりEECの外に出たにも関わらずアルジェリア産セモリナの免税輸入を認めていた。これは免税輸入を認めている ordinance と共同体規則の抵触問題であったから、ローマ条約一七七条に基づいて共同体裁判所に付託されるべきところをうせずにフランス行政裁判所は当該国内法規の有効性を認めただのである。すなわちこの判決は直接適用される共同体法をこの法律の後に作られたフランス法によって排除した例と言えるのである。また一九七〇年の Salgoil S. P. a. 事件においてローマの控訴裁判所は「直接適用され個々の市民に客観的な権利を付与しているローマ条約の条項は、『国内議会によつて当該条項に効力を与えない』という明白なる立法意図が表明されないかぎり」効力を与えられねばならない」という見解を表明した。⁽¹²⁾ これはローマ条約の絶対優位性ではなく、ローマ条約に國內法が優位する場合もあることを暗示していると言ふよう。一九七四年五月二九日、ドイツの憲法裁判所は、

Internationale Handelsgesellschaft 事件で共同体法の絶対優位理論を拒否する見解を示した。同裁判所はヨーロッパ共同体がドイツ基本法に相当するような基本的人権に関する法典を持つまでは、共同体規則はドイツ共和国に適用されるべきではないと判定したのである。⁽¹³⁾ 要するに憲法の人権条項の共同体法に対する優位性を主張したのである。

以上の考察により、共同体裁判所における共同体法優位の原則は確立した原則であるといふことができる同時に、その原則は構成国六カ国において必ずしも確定された原則となつてゐることは言えないといふことが判明する。このような状態が英國加盟に際し、イギリスに示された問題状況であった。共同体法優位原則を至上の原則としなければ共同体の構成員となれないとすれば、英國憲法上どのような問題が生ずるか。すなわち一七世紀以来英國が守ってきた国会主権の原理の従来通りの維持は可能なのか、それともこの原理を放棄または大きく修正

しなければ共同体の構成国とはなれないのか、以下イギリスが共同体加盟に際し直面した一大憲法問題についての論争の一端を見てみたい。それに先立ち、まずイギリス憲法上の国会主権の原則とは何であるのか、その内容と特質を概観しておきたい。

三 英国における国会主権の原則

イギリス憲法の根本規範と呼ばれている国会主権の原則は、国会の持つ立法権の無制限性を指すものである。それは通常、国会は主権者であるとか、国会は万能であるという表現で言い表わされている。もちろんこの万能性というのは立法権限の内容に制限が加わらないという意味であって、国会は何人の意思によつても統制を受けないという意味ではない。選挙というものを通じて国民の意思による統制を受けているのであるから、国民の意思こそが最終性を持つものであるということは国会主権の

原則を持つ英國においても言えることなのである。もちろん英國憲法下においても主権者は國民であるが、その意を体して行動する国会の行為には何らの法的な制約が加わらないということなのである。すなわち英國議会はいかなる内容の法律であつても欲すればそのような法律を定立することができるのみならず、修正をも廃止をも意のままにできるということなのである。すなわち国会の行為は国会の意思のみによつて完了し、他のいかなる人物、機関もその行為の効力を審査することができないのである。別の言い方をすれば、他の近代国家に見られるような議会の意思を統制するための基本的なルール、あるいはそのようなルールを体現している成文憲法典が存在しないということなのである。英國議会が万能とか、至上とか、主権者と呼ばれる意味はここにあるのである。⁽¹⁷⁾そしてこの場合、英國議会とは国王と貴族院と庶民院との三者の集合体を指しているのである。

このような議会主権の原則がイギリスにおいて確立し

共同体法の優位と国会主権の原則

たのは一七世紀末のことであるが、それは一つの政治的な力関係における事実として発生したのである。その政治上の事実に対しこのような国会主権という説明概念を当てはめて、法律上の理論として確立させるのはその後のことである。特に十八世紀のブラックストーンの著作の中にこのような説明が現われ、その後一世紀を経た十九世紀にダイシーがこれを集大成するのである。⁽¹⁸⁾特にダイシーの理論がその後の英國法律家に与えた影響は非常に大きいものがあり、それはダイシー理論に異論をさしはさむことはある時点では異端視されていたことからもその強さを伺うことができる。⁽¹⁹⁾しかもこの原則は単に法律家の理論に留っているのではなく、裁判所が長い間認めてきた原則なのである。すなわち国会の至上性は裁判所により承認され受け継がれて来たコモン・ローの原則なのである。

国会の立法対象がいかに制限のないものかを理解するためには、いくつかの法律を例示するだけで十分である。それは一七世紀末のことであるが、それは一つの政治的な力関係における事実として発生したのである。その政治上の事実に対しこのような国会主権という説明概念を当てはめて、法律上の理論として確立させるのはその後のことである。特に十八世紀のブラックストーンの著作の中にこのような説明が現われ、その後一世紀を経た十九世紀にダイシーがこれを集大成するのである。⁽¹⁸⁾特にダイシーの理論がその後の英國法律家に与えた影響は非常に大きいものがあり、それはダイシー理論に異論をさしはさむことはある時点では異端視されていたことからもその強さを伺うことができる。⁽¹⁹⁾しかもこの原則は単に法律家の理論に留っているのではなく、裁判所が長い間認めてきた原則なのである。すなわち国会の至上性は裁判所により承認され受け継がれて来たコモン・ローの原則なのである。

この立法権は王位の継承を規制したりその継承順位を変更することから、議員の任期の延長、短縮、イングランド議会を消滅させその権威を大英帝国新議会に委託するという自らの生命、構成に関わることと、行為時に違法であったものを合法とする遡求法を通すこと今まで、立法活動はおよんではいるのである。英國議会の制定した法律の内容とその改変史を見る者は、そこに何らの制約のないことを理解するであろう。政治的制約を除けば法理論上国会の活動に不可能なことは存在しないのである。

この立法権の無制限性とそれに対する他の機関からの制約の不在は、繰り返し裁判所の認めて來たことであった。⁽²⁴⁾ダイシー理論が登場した一九世紀の判例を見ると、例えば一八三九年の *Stockdale* 事件では「国会は至上なり、主権者は法律を作り廢止できる」と述べたのを初めとし、「国会法は国法である。われわれは国会の判定を不服として争う上訴裁判所として座してい

「リードミル」(Lee v. Bude & Torrigton Ry (1871))「裁判所がであるか否かの問題は国会の記録を見ることにより判斷される。すなわちある法律が何處を通過し国王の裁

判所がであるか否かの問題は、かかる裁判所も確固とした原則として受け継がれている。例えば「國の法案が国会へ提案された方法とか提案に先立つてな

かれたこととか、訴訟を通じて各段階での審議中述べられたこととか、訴訟に入りて調べる事などあるのである」(Edinburgh & Dalkeith Ry v Wauchope (1842))「規定

を調べ、それが規則を作ったものの権限内に属つたか否かを調べるなどである。このようにある方法で國余法の条項を調べる」としたがる。(Institute of Patent Agents v Lockwood (1894))「わが國における國余法の効力を問題にしている司法機関は存在しない。國余法その権威においていかなる裁判所よりも優位にしてゐる。かかる裁判所も國余法の効力に関する判断を下さない。

」(Coronation Oath & Act of Settlement 判決主張事件 (1872)) などと繰り返されている。この場合は國余法の用

上位と國余法に対する司法機関を規定する形で國

余の万能性を認めらる判断は、二十世紀の裁判所によつても確固とした原則として受け継がれている。例えは「國

余は万能なら」(R v Local Government Bd., ex p. Arlidge (1914))、「國余は至上なり。國余は個人の田畠三十ヶやれども法外な法を定立する」(Liversidge v Anderson (1942))「國余は絶対王権を有す。望むなし無つて法定創造物を生むる」とおやむ」(Gillian Case (1946))、

「國余は万能ならが故に何事もあつた」(Hammersmith Borough Council v Boundary Comms. (1954))「國余は州

上位。國余法の権限は裁判所にせよ」

(R v Jordan (1967))「國余が定立するなど違法であらえな」(Cheney v Conn (1968)) と同じ立場を維持してゐる。ここでは十七世紀イギリス裁判所が示した裁判所による國余法の効力審査という考え方を見られない。すなわちこれにより、國余主権の原則がいかに確固つかた裁判所の立場となつてゐるかが判明するのである。今

共同体法の優位と国会主権の原則

えにこの態度は今後共にやすくなれるといふようなものではなく、受け継がれていくことが予想される。

国会の立法権限の行使に何らの制約が加わらないということが国会主権原理の内容であるということについては、一九世紀のダイシーやの理論化以来今日まで一般的に認められて来ているところである。しかしその一点についてどのように答えるかにより今日の国会主権原理の理解の状況は分れてくるのである。それは立法権行使の対象は無制限であるということは現国会が将来の国会の意思を拘束するような法律をも定立できるということを意味するかどうかという問題である。国会は万能であるということは何事をもなしうるというわけであるから、将来的の国会をも拘束するような法律をも定立できるといふことは何事ももなしうるといふのであるから、将来の国会をも拘束するような法律をも定立できるといふことがその論理的帰結でなくてはならない。しかし国会の万能性といふことが、各国会の万能性を意味するのであれば、一つの国会が後続国会の活動を制限できるということであつてはならない。今日、この後続国会の意思

を拘束できるかという問題に対する答により、国会主権原理については三通りの解釈が存在しているのである。⁽²⁵⁾ 第一の解釈は国会の至上性は、国会の構成、国会の権限行使方法、形式並びに権限範囲の無制限性ということが不变であることを意味するといふ解釈である。⁽²⁶⁾ 第二の解釈は国会の至上性を、国会は後続国会の立法内容に制限を課すことはできないが立法の手続、形式、方法を変更することはできると解するものであり、⁽²⁷⁾ 第三の解釈は国会の至上性を、国会は後続国会の立法内容、手續の両面に渡り制限できるものと解するのである。⁽²⁸⁾ この三つの解釈の分れ目は、後続国会の意思をどの程度拘束できるかという点にある。どの程度といふ場合にそれは権限の内容という実体に関する問題と、権限行使の手続に関する問題とが関係して来る。第一の解釈は、実体、手續共に後続国会の意思を拘束できないといふことなのである。すなわち各国会が無制限の権限を行使できるといふことで、ここからは前の国会がいかなる判定を行おうと後続国会

はそれを変更廢止できるということになる。しかもこの場合この無制限の権限を行使する国会の構成は不变と考えられている。第二の解釈は実体面について後続国会の意思を拘束できないが手続面について拘束できるということであり、第三は実体、手続共に拘束できるということである。現在のところこの第三の立場は少数説で第一と第二の立場の間に対立が見られる。第一の立場はダイシートその流れを汲むものにより代表されて来て、一九三〇年代まではこの立場が国会主権原理についての理解の主流であった。一九三〇年代になってから第一説の存在の可能性が問われるようになり、その後この立場は多くの支持を得るに至ったのである。

この二つの立場は次のような事項の解釈について理解を異にしている。例えば英國議会は一九三一年のウエストミンスター法四条を廢止することは可能かという問題がある。同法は旧植民地に対するイギリス議会の立法権行使を次のように制約した。すなわちイギリス議会が今

後旧植民地にも及ぶような法律を通す時は、必ず旧植民地の要請または同意があった場合に限るという内容のものであった。この法律は一国会の意思表明ではあるが、そこには明らかに後続国会を拘束する意図が含まれていた。そこでこの規制意思は後続国会を規制するのか、それとも後続国会はこの法律を廢止できるのかという問題が持ち上る。第一の理論を純粹に貫こうとする者は後続国会は同法を廢止できるとする。しかし現実には同法の廃止是不可能であるから、第一の立場に属する者のある者は、その現実的な考慮を理論に加味してこのウェストミンスター法については主権の放棄または委譲と説明する。こういう場合の主権の放棄、委譲とについては、ダイシートもこれを認め、その後の論者もこれを受け継いでいるが、第一の解釈が実体、手続両面における英國議会立法権の至上性を認めていることを考えると、ある議会がとった行為を後に他の議会が取り消せないということは理論的に矛盾することになる。⁽³⁾しかしこの主権の放棄と

いう説明は現実の政治状況をよく説明している概念ではある。なぜならイギリスが古くはアメリカ植民地の独立をはじめ、二十世紀の後半に旧植民地の独立を承認した諸法律を国会の権限の無制限性を理由に取り消すということは、法理論的にはたとえ言ても現実には為しえないことだからである。⁽³²⁾ しかしこの問題について第一の解釈が論理的矛盾をきたすということは、それだけ法理論としての弱さを示すことになることは否定できない。他方第二の解釈をとる者は、ウェストミンスター法の四条は後続議会に対する手続上の規制、すなわちこれは議会の権限に關することではなく議会の構成に変更があったとしての弱さである。すなわち旧植民地に及ぶ立法については、その立法権を使用する議会は英國議会の三機関に旧植民地の議会を加えたもので構成される新しい議会であると説明する。これは議会の再定義と呼ばれている。この第一の解釈は今日多くの学者の支持するところであると同時に、英國裁判所の支持するところともなりつつ

ある。⁽³³⁾ 例えば一九六五年の Bribery Commissioner 事件では、裁判所は「議会が主権者であるという事実はそれが常に同じ方法で構成されていなければならないことを意味してはいない」と述べている。ただしこの第一の説についても次のようないくつかの問題点がある。それは何が方法、形式という手続規則に当るかということ、かつその制定が手続に関するものであれば何でも許されるかという問題である。たとえば現議会が、後続議会がある法律を通すにはそれに先立って国民投票を行いその国民投票で有権者の九〇パーセントの同意を得なければならないという手続法を置いたとする、これは手続の規制の名の下に将来の議会の立法権の内容を制限することにもなりかねないのである。⁽³⁴⁾ ゆえに現在の裁判所がこのような場合までをも後続議会を拘束する国会の手続、構成の問題として認めるとは考えられず、おそらくこのような場合には裁判所は、後の国会法は前の国会法を廢止できるといふ判断を示すことが予想される。ゆえに第二の解釈が

裁判所の意見の中にも表われてきていることをあまり過大評価してはならない。現段階で言えるイギリス裁判所の確固とした立場としては、国会は万能で後続議会の意思を拘束すること以外には何事をも成しうるという、伝統的な国会主権論の解釈をとっていることに留めておくべきであろう。英國裁判所がこの伝統的立場をとりつづける可能性が大きいということが英國の共同体加盟に際し最大の難点を提起することになるのである。

四　ECと国会主権の原則

以上見てきたごとくイギリス憲法の国会主権の原則は、国会の行動に法的制約を加えられないということであった。しかもこのことは英國裁判所の認めるところであった。ゆえにイギリス裁判所はその時々に表明される国会の意思に服従するといふことが、この原則の当然の帰結となる。言いかえればイギリス裁判所はもつとも

新しく表明された国会の意思に服従するということである。この原則は英國のEC加盟行為についてどのような機能を果すか。ECに加盟するという一議会の示した意思表明には議会の意思なるがゆえに裁判所は従うが、同じような議会意思への服従という行為は、将来の議会がEC加盟を取り消すという意思表示をした場合には、これまで議会の意思なるがゆえにしかも最も新しい意思なるがゆえに、裁判所はこれに従うという形で示されるのである。ゆえにEC加盟に際し最大の論議を呼んだ憲法問題は、英國は右のような性格をもつ憲法上の根本規範の下において、共同体構成国としての義務を果しつづけることが可能かということであった。⁽³⁴⁾共同体構成国としての義務とは共同体法の国内法に対する優位性を承認し、そしてその優位性を事実上も英国资本において保障するということである。この義務の履行を、国会が国会法を通すという形式で行うこと自体は難しい作業ではなかつたが、法律を通すことは究極的に国会法に優越する

法秩序を認めることになるがゆえに、国会意思の至上性論からするこの行為の正当化を行わねばならないといふ英國独自の難作業が伴わざるをえなかつたのである。すなわち共同体法の優位性を国内的に保障するということが国会主権の原則から見て許されることなのか、それとも国会主権の原則を変容、もしくは放棄しないかぎりこのような作業は不可能なのかということであった。一九七〇年代初頭、すなわち加盟の直前において登場する幾多の論文は、このような問題意識を背後に持つた上で「英國の、この英國的問題に対する解決策の提示であったのである。この同じ論争は一九七五年六月、英国政府がEC加盟後に構成国の地位に留るかどうかを国民投票に訴えることで決定しようとしたことにより再び持ち上るのである。⁽³⁵⁾以下今日に至るまでに見られるいくつかの見解を概観し、その特徴を考察してみたい。

I、政府の立場は一貫してEC加盟は国会主権の放棄にあらずといふものであった。英国政府は一九六〇年代

初頭より一九七三年加盟を達成するまでの間に、何回となく国会主権の原則との関係につき擁護論を展開した。それはこの間ににおける歴代大法官の次のような見解の中によく代表されている。「議会は主権を放棄したものでないし、ローマ条約を認める法律は取り消しえないものでもない」という趣旨の見解を一九六二年、一九六七年、七一年と踏襲する。一九七一年にはロード・ハルシヤムは「EECの他の構成国はこの条約を、各國成文憲法典を履すものとはみなしていない」とした上で「英國の国会主権原則の下では、議会はその後続議会が法律を変更することを排除できない。……理論上将来の議会が共同体法と矛盾する法を定立しないことを保障するため、利用できる憲法上の手段は存在しない」と述べている。⁽³⁶⁾政府は一九七一年の白書においても「基本的な国家主権の侵害問題は存在しない」と述べた。⁽³⁷⁾一九七二年ローマ条約を受け入れるために定立されたヨーロッパ共同体に関する法律案 (European Communities Bill, 1972)

においても、政府はローマ条約の直接適用条項は将来の国会法より優先すべきものであるということを同法が認ることになるという趣旨説明をしながらも、この法案中には国会の究極的主権を縮少するようなものは何も存在していないと述べているのである。⁽³⁹⁾ また一九六七年に出された白書の中では、国会は共同体法に反するような新法を通すことを控えねばならないと述べている。⁽⁴⁰⁾ これは国会はいかなる立法活動をも出来るということを前提としている。以上のことから、政府は、理論上国会主権の原理に立脚していることがわかる。すなわちこの加盟

という意思表示を後に撤回できるということである。しかし共同体の中に留っているかぎりは共同体法と国内法が抵触するということをも予期した上で、その問題については共同体法に優位性を与えるということ、並びに共同体法に反するような法律の定立を控えねばならないとされているのである。この政府の説明には混乱がみられる。問題はまさにECへの加盟が後続国会の意思を拘束するかということであるのに対し、拘束しないがしかし共同体法への反抗を控えねばならないと述べているのである。控えなかつた場合には共同体法が優位するとしているのである。すなわち国会主権の原理は侵されないという前提から侵されるという結論を導き出していることになる。このような矛盾点に対しても「われわれはウェストミンスターの国会を廃止し、その権限をブリュッセルに譲渡しつつある。」という純粹な国会主権の原則論からする反論が与党のバッケベンチからも投げかけられたのであった。⁽⁴¹⁾

Ⅱ、国会の立場は一九七二年ヨーロッパ共同体に関する法で示された。⁽⁴²⁾ 一九七二年英國議会は次のような方法で共同体法の優位原則を承認した。二条(1)「当条約によりまたは当条約に基づいて、今後創設または持ち上るすべての権利、権限、責任、義務、規制、並びにこの条約によりまたは条約に基づいて定められる救済、手続は、この条約に合致しているものとしてこれ以外の法律の制

共同体法の優位と国会主権の原則

定を待たずに英國において法的効果を与えるまたは使用され、法律で承認され利用され、よって執行されるものである。『執行される共同体権利』という表現並びに類似表現は本条文の適用を受けるものについて言及しているものと解釈されるべし。」三条(1)では英國判事に条約の意味、効力、または共同体規則の有効性、意味、効力を関する問題を法律問題として扱うことを要請している。この問題がヨーロッパ裁判所に付託されない場合には英國判事はこの問題をヨーロッパ裁判所により、並びにその関連判決により、下された原則に従つて決定しなければならないとし、三条(2)では英國判事は前条で言及されていない。ヨーロッパ裁判所は、この問題に関するヨーロッパ裁判所の判決による意見表明を司法的に承認しなければならないとしている。以上のように共同体法の優位を認めると同時に、イギリス裁判所が共同体裁判所の判断に従う義務を明らかにした。同時に同法はその別表において現行の共同体法に矛盾する英國法の廃止と修正を

列挙している。ゆえにこれにより同法が現行共同体法の優位性を承認したことは明らかとなる。しかしこの一九七二年法の下でも次のことについては明らかに解決はない。すなわち将来、共同体法に矛盾する英國議会法が定立された場合、その効力はどうなるかという問題である。その場合イギリス裁判所は共同体法と矛盾している将来の英國議会法の効力を否定するであろうか。

Ⅲ、裁判所の立場——裁判所がこの問題にどう答えるかについて正面から問うた事件はまだないが、一九七一年のブラックバーン事件⁽⁴³⁾に言及する必要がある。一九七一年、ブラックバーン氏はローマ条約を承認することには、国会主権は一切の拘束を受けないという原則を侵すことになるから無効であるという宣言判決を裁判所に求めた。裁判所はこの問題はいまだ条約が承認される以前の段階で、ここには訴訟の原因が何ら存在しないという理由で本件訴訟を却下したのであるが、その控訴院判決の中に将来、国会法と共同体法の抵触問題が起った時の

イギリス裁判所の判断を伺わせる意見の一端が示されている。サーモン判事は「英國議会に關しては現在の法律状態では議会は自ら望むいかなる法律をも定立、修正、廃止することができる」である。裁判所の持つている唯一の機能は、今日においても将来においても何が法であるかを判定し執行することであって、何が法であるべきかを判定し執行することではない。⁽⁴⁴⁾と述べ、デニング判事は「われわれはすべて法理論上は一つの議会は別の議会を拘束できない」ということ、並びに履されないような法は存在しないことを教えて来た。⁽⁴⁵⁾と述べている。また別の場でデュプロック判事が「議会がローマ条約下におけるわが国の義務に矛盾する法律を定めれば、同条約の条項ではなくこの法律が英國の国内法として効力を与えられるであろう」⁽⁴⁶⁾と述べていることにも注意すべきである。ここに新しい国会の意思に裁判所は服すという伝統的立場が、現裁判所にも受け継がれていることを読みとができるのである。すなわち、イギ

リス裁判所が共同体法に反する将来の議会法の效力を認めめる可能性が存在していることである。ただこのような原則的立場を表明しつつも、ブラックバーン判決中でデニング判事は、法理論は必ずしも常に政治的現実に添つて歩むとは限らず、現実の政治に道を譲らねばならない場合もあるということを、一九三一年のウェストミンスター法とか、その後の植民地に対する独立承認法に言及している。⁽⁴⁷⁾この意見からのみ断定することはできないが、場合によっては裁判所は共同体法との抵触問題を国会主権の放棄論で解決するかもしれないということも十分考えられる。ただし裁判所がこの理論を採用するとなると、それに先立つて最初に述べた原則との矛盾問題を解決しなければならなくなるであろう。

VII、諸学説——(1)ウェイド教授他の説く伝統的国会主権原理の上に立った解決策。

- ①第一の考え方は毎年国会はヨーロッパ共同体に關す

る法というものを通し、これによって議会は年に一度、共同体法の優位性を表明し、この一年間に起きた法の抵触問題を解決するというものである。⁽⁴⁸⁾ ②第二はすべての国会法の中に「当該制定法は共同体法に反しないように解釈されるべし」という趣旨の条項を自動的に入れるというものである。⁽⁴⁹⁾ ③第三は共同体法の優位性を保障するような憲法慣習を樹立させるという主張である。⁽⁵⁰⁾

これら三つの立場は、政府が一九六七年の白書の中で述べた抑制論と同じ性格を持つていて、すなわちそれは国会主権の原則をそのままにしておいて、国会の自発性によつて共同体法の優位を侵さないようにするということである。これは後続議会は常に前の議会の意思を履すことができるという権限を留保した上で、その権限を行使しないということなのである。これら理論からすると共同体法の優位は国会の意思に依存しているだけであるから、何ら裁判所の国会主権原則に対する解釈を拘束する機能を果さない。特に憲法慣習論については、これ

は国会の立法権を制限する何らの法的効果を持つていなければ、いということを最近、裁判所は再確認している。⁽⁵¹⁾

②国会主権原則を前提とした上で共同体法の優位原則を制度的に保障する立場。

この立場も国会主権原則と共同体法優位原則との共存をめざしているが、前記①で述べたものはその共存を英国会の自発性に求めたのに対し、この説は共同体法優位を認めるという国会の意思を制度的に保障しようとするものである。この為に現行国会の制度を改革して新制度の樹立を提唱する。すなわち将来、共同体法に反する英國議会法が通されないこと、並びに将来の共同体法に反する英國法が即刻、廃止、修正されることを保障するため、現在並びに将来に渡る両方の共同体に関する全部の法を精査する委員会の創設を提案する。このような常設の委員会を設置して、その委員会によって法案を調べ共同体法との抵触を起きないようにする。この案はまた英國法と共同体法との抵触問題を、英國裁判所の管轄事

項からはずしてこれをもとの委員会に扱わせると説く。

この案は「常設委員会の設置により議会自らが共同体法に反することを避ける決定をすることになる。そして議会が共同体法に反する法律を定立しないのは、それができないからではなくすることを欲しないからである。この自己否定のルールは国会主権を減損するのではなく、国会主権原則の別表現なのである」として、国会主権原則を否定せずに共同体優位法原則との平和共存の可能性を説くのである。⁽⁵²⁾

(3) 国会主権原則に対する新しい解釈をもつてこの問題を解決しようとする立場。一つはウインタートン教授の説く国会主権原則に関する第一の解釈の導入論である。すなわちヨーロッパ共同体に関する法律を通して英國議会がローマ条約を承認したことにより、EC管轄事項について新議会の創設がなされたと解釈する。ゆえにEC管轄事項については新議会が唯一の議会となるから、その議会が通した法律（共同体法）に反する英國議会法は

効力を否定されると説く。⁽⁵³⁾

今一つの説はミッチャエル教授の説く立場で、これは国会主権に対する制限可能性を次のように説明する。国会主権原則はまったく存在していないとし、国会が自らに制限を課すことはできないという現象も決して存在していないなかたとする。この例として一九三一年のウェストミンスター法四条、独立承認法、並びに一七〇七年のスコットランドとの連合法をあげる。そしてこのように一つの制限がすでに受け入れられたのであれば、別の制限も受け入れられるべきであると説く。ミッチャエル教授はこのように制限の可能性を説くだけではなく、国会法を共同体法に照らして審査する権限を裁判所に与えることも全く可能であると説くのである。⁽⁵⁴⁾

(4) この立場はミッチェル教授と同じように、国会主権の原則はすでに何回も制限されて来たということを指摘し、もはやこの理論は事實を正しく説明できない状態になつてゐるから、放棄すべきであるということを説く立

場である。⁽⁵⁵⁾

この放棄説をもう一步進めて、ダイシーの集大成した理論を今一度、再検討し、この原則そのものの存在を否定する立場がある⁽⁵⁶⁾。その論拠として、第一に国会主権理論を支持する主張はいまだ立証されていず、それは大部分誤解された文献、誤った類推、早計なる一般化、相矛盾した主張に基づき置いたものであつたし、第二に裁判所のこの問題に関する見解も分かれているとしている。このことは未だこの原則が英國憲法の確立された原則となつていないことを示すことになるとする。次に第三とし

て主権に関する理論づけは英國政治のプラグマティックな伝統に反するし、第四として、もしも議会が真に主権者であるとすればそれは必然的に法の上位にあることになり、このことは英國憲法の民主的基盤のみならず、ダイシー自身による法の支配の考え方とも矛盾するものであると述べるのである。

(5) 成文憲法の採択による共同体法の優位性確保を主張

する立場。フードフィリップス教授は、まず、今日、下院の一党的相対的多数により憲法上の変更をもたらすことは可能である点を強調する。このことは下院での構成にわずかの変化が起れば英國が共同体の構成員であることに反対できるということを意味するから、共同体法の優位を保障するためには成文憲法を制定し、その中でECの構成員であることを明記すべきであると主張する⁽⁵⁷⁾。

五 む す び

以上考察してきたごとくEC加盟を契機に展開された国会主権論争は、その伝統的理論の変容から、その理論そのものの否定、放棄論まで生み出すに至った。それは共同体法の優位を確保する方策と関連させて展開されたものであった。国会主権原則とはそもそも何であったのかということ、EC共同体が今後確固となっていく場合この原則はどうなるのかということについて最後にふ

れることでこの論争のもつ意義の一端を考察しておきた
い。

国会主権の原理は英國的な自治の原則である。すなわ
ち独立国家には自らを治める自らのルールというものが
存在するのであるが、そのルールの英國的形態というも
のであつた。従つてこの自治の原則を完全に否定するこ
とは現段階では考えられないことである。国民の意思は
その都度国会を通し表明され、その新しい意思に添つて
政治が運用されるというこの国会主権原則の背後にある
基本ルールを、以上見て來た種々の考え方は否定するも
のではなかつた。これらの意見に共通していたことは、
むしろ国民の意思を受けた国会による統治に不可能はな
いという基本ルールを前提とした上で、その意思の結果
承認するに至つた新しい共同体の意思を優先させるため
にいかにして自己の意思を抑制していくかという、広い
意味での抑制論を展開していたことであつた。その広義
の抑制論は結局二つの形態に分けられる。一つは今まで

の英國憲法を変更せずに現行制度の上に立つた自己抑制
策である。それは国会は一旦表明した共同体法を優位さ
す意思を永続させるために、その後の活動において当初
の意思に反する行動を控えるということであつた。それ
をある者は単に控えるとし、他の者は慣習律で縛ろうと
し、また他の者は国会内部の機構を変更することにより
国会の意思を拘束しようとし、また他の者は国会自らに
将来の行動に制限を加えさせその行動の監視役を裁判所
に果させることで国会意思の抑制という目的を達成しよ
うとしたのであつた。これらに共通する点は、共同体法
優位をあくまでも議会の意思で保障しようとする点であ
つた。今一つの広義の抑制論は、成文の憲法典を採択す
ることにより共同体法優位を憲法で保障しようというも
のであつた。しかしこの場合には憲法によつて制限され
る今までとは全く異つた新しい議会を作ることになるか
ら、国会主権原則の消滅を意味することになる。

今回のEC加盟に際し展開された国会主権論争は、最

共同体法の優位と国会主権の原則

後的な脱退の是非論争ではなく、構成国として留まり英
国議会が共同体の意思を優先させそれに服すという事態
が発生する場合、そのような議会の意思表明は国会主権
原則との関係でどのように説明できるのかということであ
った。それはこののような議会意思の永続性が求められ
ることによってこれが将来の議会意思を拘束するとい
う性質をもつことから特に問われねばならなかつたのであ
る。伝統的国会主権原則は将来の議会意思を拘束するこ
とを認めない。それは結局議会の至上性否定につながる
からである。しかし国会主権の原則とはそもそも何であ
つたのか。それはもともと国内政治における国会の優位
といふ政治状況を説明した説明概念であったといふべき
であろう。従つてこの政治状況が維持されるかぎり、こ
の説明概念は有効性を持ち続けるという性格のものであ
つた。言い換えればこの政治状況に変化が起ればこの説
明概念は有効性を失うというものであった。ゆえにこの
ような場合においてもこの説明概念を維持させようとす

れば、その概念自体に変更を加えるしかないのである。
本来このような性格を有していたこの概念を絶対化して
きたところに、今回の論争発生の原因があつたとみるべ
きであろう。EC加盟はこれまでに経験してきたどの体
験とも異なる全く新しいものであった。⁽⁵⁹⁾ 国会の管轄領域の
一部を共同体機関へ委譲するということは自明のことだ
あり、かつこのことこそ今までにない新しい現象であつ
た。この事態の発生は議会自らの意思によるものである
とは言え、議会はその至上性をたとえ一時的にしても失
うことになるのであつた。これは伝統的国会主権の概念
では説明のつかない事態であった。このような事態に直
面し、それでもこの説明概念を持続せんとすればそれは
内容を変更した上でのみ可能なのである。しかし本
來、別の状況を説明した概念では今日の事態を説明し難
いことは当然のことであつて、そこからこの概念の放棄
論が発生してきただのである。国会主権原理を説明概念と
して抱えるかぎり、これをもつて説明できない現象に直

面してこれを放棄したとしても何ら問題が生じない。今日の新しい事態を説明する新しい説明概念を考え出せばこと足りることなのである。今日の論争はこのように、国会主権原則とは何であったのかを国内的に問い合わせる機会となつたということである。

今一つこの論争が示していることは、国会主権原則は将来どうなつていくかということであろう。英國議会の意思如何によつて共同体法の優位性が左右されるといふ不安定な状態は、現行の共同体の制度に問題があるのである。すなわち共同体裁判所は、共同体法の解釈を行ひ、共同体法の国内法に対する優位性を宣告はするが、その解釈結果を具体的な事件に適用するのは国内裁判所の任務である。共同体裁判所は国内法が共同体法に反するとして無効の宣告をする権限を持つていないのである。このように共同体は連邦的な国家形態を志向しつゝも、共同体裁判所には構成国法を共同体法に照して審査し、効力を判定し、その判断結果を執行する権能が与えられ

ていない。まさにここからしてわかるように、共同体法の優位性を確保するのは構成国内の諸機関の意思にかかるのである。このような制度の持つ弱点が、共同体法の優位性を脅かしているのであるから、これを除去する、すなわち共同体裁判所の権限を強化することによって、共同体裁判所の判断を国内諸機関に忠実に遵守させ、もつて共同体法の優位性を確固たるものにするという方策が必要であろう。共同体が経済的な共同体から政治的共同体へ移行し、最後的に一つの連邦的国家を達成するためにはこれは不可欠のことである。しかしこのような権限の強化を行つても、それで政治統合が実現するというものではない。それは現行制度下において国内憲法の中で共同体の優位性をいかに宣言しても、それで必ずしも政治統合が実現できるものでないということと同じである。政治統合を真に可能にする最大の要因は、國內を貫いている基本ルールと共同体内のそれとの同一化しかないであろう。すなわち同一化は単に経済的な利害

共同体法の優位と国会主権の原則

関係が一致するところではなく、その経済問題を処理する上でのルールが一致しなければならないのである。たとえば政策決定過程に民意が忠実に反映されるとか、少数者の意思が尊重されるとか、共同体諸機関の行為の民主的統制が行われているとかいうような、簡潔に言うなら、それはデモクラシーの基本ルールが実現されているかにかかっている。これについては最近構成国が示した、共同体優位を否定する国内裁判所の判決傾向の中の「人権条項の欠如を理由とする」ものなどは、いまだ国内ルールと共同体ルールの同一化が達成されていないことが伺えるのである。⁽⁶⁾要は、法的な視点から見て、共同体が志向するヨーロッパの統合は、国内憲法において達成された一定ルールを共有するヨーロッパ・ヨーロッパの統合であるのが確立されてはじめて達成されるといふに似べよ。

このようないくつかの実現され得る、そしてイギリスに直接適用された場合、イギリスの司法はおものが減少していくことになる。この場合ヨーロッパ・ヨーローの内容とイギリス議会の意思との間の差異の程度が国会主権の原則の消長に影響を与えるであろう。すなわち差異が少ければ、それはイギリス議会意思と共同体意思の同一化ということになり、ことから議会主権といふことを問題にしなくてよくなるが、差異が大きくなれば、イギリスは自治を求める国会主権の原則論が再び頭をあたげてくることになる。国会主権論争の一つ一つの面はこのような性質のものであったといえよう。

(1) Georg Schwarzenberger, *Federalism and Supernationalism in the European Communities*, CURRENT LEGAL PROBLEMS 1963, 17; G. W. Keeton, *The Zollverein and the Common Market*, *ibid.*, 1; Maurice Lagrange, *The Court of Justice as a Factor in European Integration*, 15 AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW, 709 (1967); 堤川義郎・S.A. de Smith, *The Constitution and the Common Market: A Tentative Appraisal*, 34 MODERN LAW REVIEW, 597 (1971).

- (~) P.D. Dagloglou, *European Communities and Constitutional Law*, 32 CAMBRIDGE LAW JOURNAL 255 (1973)
- (~) George Winterton, *The British Grundnorm : Particularity and Supremacy Re-Examined*, 92 LAW QUARTERLY REVIEW 591 (1976)
- (+) 亜ソルスホーフスノウルスヒュラズ D. Lasok and J. W. Bridge, INTRODUCTION TO THE LAW AND INSTITUTIONS OF THE EUROPEAN COMMUNITIES, PP.19 9-203 (Butterworths 1976, 2nd ed.)
- (+) P.S.R.F. Mathijssen, A GUIDE TO EUROPEAN COMMUNITY LAW PP. 12-16 (Sweet and Maxwell 2nd ed., 1975) ; Peter Hay, *Supremacy of Community Law in National Courts*, 16 AMERICAN JOURNAL OF COMPARATIVE LAW, 524 (1968) #共同体裁判所の権限と判例、
→ 國際裁判所が共同体法の趣旨よりの権限を持つとする
※ Preliminary ruling の統合的な扱いとされる。共同体裁判所は、直接民事事務とは關係のない問題、特は共同体規範による裁判所を下す権限をもつて使用する。共同体裁判所の権限あるべき権限を下す権限をもつてある。 Elizabeth Freeman, *References to the Court of Justice under Article 177, CURRENT LEGAL PROBLEMS* 1975, 176 178-179.
- (~) Walt Wilhelm v. Bundeskartellamt, (1969) C.M.L.R. 100 ; Re Export Tax on Art Treasures (No.2) E.C. Commission v. Italy, (1972) C.M.L.R. 999, Lasok and Bridge, op.cit., 226-227.
- (~) Internationale Handelsgesellschaft G.m.b.H. v. Einfluhr und Vorratsstelle für Getreide und Buttermittel, (1972) C.M.L.R. 225, Lasok and Bridge, op.cit., 207 ; Gerhard Behr, *Law of the European Communities and Municipal Law*, 34 M.L.R. 481,491-492 (1971).
- Some Aspects of the Preliminary Rulings Procedure in EEC Law*, 1 EUROPEAN LAW REVIEW 3(1975) ; Gerhard Behr, Article 177 of the EEC Treaty in the Practice of National Courts, 26 INTERNATIONAL AND COMPARATIVE LAW QUARTERLY 241 (1977)
- (+) N.V. Algemeene Transporten Expeditie Onderneming Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen, (1963) C.M.L.R. 105, Lasok and Bridge, op.cit., PP.224-228. 国内裁判所が共同体法の権限を持つとする
→ Van Gend en Loos v. Nederlandse Belastingadministratie (1964) C.M.L.R. 432, H.W.R. Wade, *Sovereignty and European Communities*, 88 LAW QUARTERLY REVIEW 1,2 (1972).
- (~) Costa v ENEL, (1964) C.M.L.R. 425, Wade, ibid., 1-2 ; Lasok and Bridge, op.cit. 225. 混同區、Costa v ENEL, (1968) C.M.L.R. 267.
- (~) Internationale Handelsgesellschaft G.m.b.H. v. Einfluhr und Vorratsstelle für Getreide und Buttermittel, (1972) C.M.L.R. 225, Lasok and Bridge, op.cit., 207 ; Gerhard Behr, *Law of the European Communities and Municipal Law*, 34 M.L.R. 481,491-492 (1971).

共同体法の優位と国会主権の原則

- (22) G. Bebr, *ibid.*, 493 note 43.
- (21) エルネスト・G. Bebr, *ibid.*, 485-487; Edward Wall, EU-ROPE : Unification and Law, 37-127 (Penguin 1969); Van Panhuys, *The Netherlands Constitution and International Law*, 58 AMERICAN J. OF INTERNATIONAL LAW 88 (1964).
- (22) G. Bebr, *ibid.*, 486-487.
- (23) Minister for Economic Affairs v. S.A. Fromagerie Franco-Suisse "Le Ski", (1972) C.M.L.R. 330; Lasok and Bridge, *op.cit.*, 285-297; F.A. Trindade, *Parliamentary Sovereignty and the Primacy of European Community Law*, 35 M.L.R. 375, 380-381 (1972). ヨーロッパ連合の國民裁判所判例 *Lasok and Bridge, op.cit.*, 288-245; Wade, *op.cit.*, 2.
- (14) (1970) C.M.L.R. 395, Wade, *op.cit.*, 3. 但し、ハナハナ *Lasok and Bridge, op.cit.*, 232-234.
- (24) エルネスト・G. Bebr, *ibid.*, 485-487; G. Bebr, *Sovereignty, PUBLIC LAW* 283 (1976).
- (25) Act of Settlement 1700
- (21) His Majesty's Declaration of Abdication Act 1936
- (22) Septennial Act 1715, Parliament Acts 1911, 1949 並びに 1967 Act 1706. 漢語訳: T.B. Smith, *The Union of 1707 as Fundamental Law*, (1957) P.L. 990.
- (23) Burmah Oil Co. v. Lord Advocate (1965) AC 755 案の *Vorarrestelle für Getreide und Futtermittel* (1974) 2 C.M.L.R. 314, Trindade, *op.cit.*, 378.
- (24) Internationale Handelsgesellschaft mbH v. Einfuhr und Vorratsstelle für Getreide und Futtermittel (1974) 2 C.M.L.R. 540, Vincent O'Donovan, *How Supreme is European Law?*, NEW LAW JOURNAL (Feb. 12, 1976), 161. 但し、G. Bebr, *ibid.*, 47-48.
- (25) H.W.R. Wade, *The Basis of Legal Sovereignty*, (1955) C.L.J. 172; O. Hood Phillips, CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW, 45-53 (Sweet & Maxwell 1973)
- (26) Blackstone, I COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND (11th ed., 1791), 42-43; A.V. Dicey, THE LAW OF THE CONSTITUTION (11th ed., 1959) 39.
- (27) Chijoke Dike, *The Case Against Parliamentary Sovereignty*, PUBLIC LAW 283 (1976).
- (28) Trevor Hartley, *Fundamental Rights in Community Law*, I EUROPEAN L. REV. 54-57 (1975); Ulrich Scheuner, *Fundamental Rights in European Community Law and in National Constitutional Law*, 12 C.M.L. Rev. 171 (1975).

(52) George Winterton, *The British Grundnorm : Parliamentary Supremacy Re-Examined*, 92 L.Q.R. 591-598-913 (1976).

(53) ハウエラの議院の最高権限は「議院の権限」、それが Dicey が「議院の権限」を説く B.C.S. Wade, H.W.R. Wade, Hood Phillips が「議院の権限」を説く。

(54) de Smith, G. marshall, Gough, Heuston. 「議院の権限」を説いて「議院の最高権限の新解釈」を説いて川八重川一画(1971)

(55) Jennings や Gough が「議院の最高権限」を説いて Jennings が「議院の最高権限」を説いて Gough が「議院の最高権限」を説いて Jennings が Dicey が「議院の最高権限」を説いて川八重川一画(1971)

(56)

(57) Jennings や Gough が「議院の最高権限」を説いて Jennings が「議院の最高権限」を説いて Gough が「議院の最高権限」を説いて Jennings が Dicey が「議院の最高権限」を説いて川八重川一画(1971)

(58) 第二の議院が生じた後議院は「議院の権限」、議院の権限は「議院の権限」を説いて川八重川一画(1971)

(59) A.C. 526 の Harris v Minister of Interior (1952) (2) S. A. 428. 議院の権限は「議院の権限」を説いて G. Marshall,

PARLIAMENTARY SOVEREIGNTY AND THE COMMON-

WEALTH, pp. 139-248 (Oxford 1962);

D.V. Cowen, *Legislature and Judiciary*, 16 M.I.R. 282, 273 (1953). 『議院の権限』 Zelman Cowen, *The Injunction and Parliamentary Process*, 71 L.Q.R. 336 (1955); J.D.B.

Mitchell, *Sovereignty of Parliament-Yet Again*, 79 L.Q.R. 196 (1963); H.R. Gray, *The Sovereignty of Parliament and the Enrichment of Legislative Process*, 27 M.L.R. 705 (1964)

(60) H.W.R. Wade, *op.cit.*, 196. 「議院の権限」を説いて川八重川一画(1971)

(61) Seidl-Hohenveldern, *Britain's Entry Into the Common Market*, CURRENT LEGAL PROBLEMS 1972, 18-24-31. 「議院の権限」を説いて川八重川一画(1971)

(62) Seidl-Hohenveldern, *Britain's Entry Into the Common Market*, CURRENT LEGAL PROBLEMS 1972, 18-24-31. 「議院の権限」を説いて川八重川一画(1971)

- Law*, 12 C.M.L. Rev. 369 (1975)
- (⁴³) *Nationality in Trinidad*, *op.cit.*, 138。
- 上級裁判官 L. Scarman, *Law and Administration: A Change in Relationship*, PUBLIC ADMINISTRATION 253 (1972);
- G. Howe, The European Communities Act 1972,
- 49 INTERNATIONAL AFFAIRS I (1973); R.L. Deech, *Trrends in Comparative Constitutional Law*, 35 M.L.R. 129, 139 (1972)
- (⁴⁴) K.R. Simmonds, *The British Referendum*, 2 C.M.L. REV., 258 (1975); G. Drewry, *Referendum-A Constitutional Aberration*, NEW L. J., 500 (May 22, 1975); John P. Mackintosh, *The Case Against a Referendum*, 46 THE POLITICAL QUARTERLY 73 (1975); Tony Wright, *The Referendum: The Case Against John Mackintosh*, 46 POL. Q. 154 (1975); Chijoke Dike, *op.cit.*; Winterton, *op.cit.*; R.E.M. Irving, *The United Kingdom Referendum*, June 1975, 1 EUROPEAN L. REV. 3 (1975)
- (⁴⁵) Hood Philips, *op. cit.*, 64-85.
- (⁴⁶) The United Kingdom and the European Communities (1971) Cmd. 4715, Trindade, *op.cit.*, 375.
- (⁴⁷) Trindade, *op.cit.*, 375; Winterton, *op.cit.*, 616.
- (⁴⁸) Legal and Constitutional Implications of United Kingdom Membership of the European Communities, (1967) Cmd. 3801
- (⁴⁹) Trindade, *op.cit.*, 375
- (⁵⁰) The European Communities Act 1972; Geoffrey Howe, *op.cit.*, Trindade, *ibid.*, 376, 392-394.
- (⁵¹) Blackburn v Attorney General, (1971) 2 AII ER 1380
- (⁵²) *ibid.*, 1383;
- (⁵³) *ibid.*, 1382.
- (⁵⁴) Lord Diplock, *The Common Market and the Common Law*, (1972) 6 LAW TEACHER 3-5, cited in Hood Phillips, *op.cit.*, 65.
- (⁵⁵) (1971) 2 AII E.R. 1380, 1382-1383.
- (⁵⁶) H.W.R. Wade, *Sovereignty and The European Communities*, 88 L.Q. Rev. 1, 4 (1972)
- (⁵⁷) Wade, *ibid.*, 4 に沿う N. March-Hannings, *Constitutional Implications of Joining the Common Market*, (1968-69) 6 C.M.L. Rev. 50, 60, cited in Trindade, *op.cit.*, 379.
- (⁵⁸) Andrew Martin, *The Accession of the United Kingdom to the European Communities: Jurisdictional Problems*, (1968-69) 6 C.M.L.R. 7, cited in Trindade, *ibid.*, 384-385.
- (⁵⁹) Madzimbamuto v. Lardner-Burke (1968) 3 AII E.R. 561, 573
- (⁶⁰) *Nationality in Trinidad* 参照。
- 393-398. 三つとも、共同体内の法律が成るに付随する事項は、英國の内政問題に連絡した事項、その範囲を五つに分類し、第一から第四の範囲はEU管轄事項をやれやれ分類し、第五の範囲はEU管轄事項をやれやれ分類し、英

国国会法がEC法に反しないようにするため、法案の早い段階でそれを調査し抵触がある場合に常設委員会に報告する。常設委員会はこの法案の定立の可否、修正等を政府に指示し、政府は共同体法に反する法律の定立を避ける。第五の委員会は将来作成されるECの直接適用法と国内法との抵触を避けるため、ECでの法案審議段階で、その法案と現行国内法との抵触の有無を調べる。

(22) G Winterbottom, *op.cit.* 613-616.

(4^d) J.D.B. Mitchell, *What Do you Want to be Inscrutable*

For, *Marcia*? (1967) 5 C.M.L. Rev. 112, 119-121; Mitt-

neil, *British Law and Literary Innuendos*, (1911) 22
parecht 97-118 cited in Trindade, *op.cit.*, 386-387. 沂' 匣懿

授の國公主權論に対する立場は J.D.B. Mitchell, CONSTITUTIONAL LAW, 1955, 66, 33, 61(1955).

(¹⁵) See Smith, *The Constitution and the Common
LAW*, pp. 88-91 (1908).

Market: A Tentative Appraisal, 34 M.L.R. 597, 612-613

(1971)、同教授は、国会の権限範囲がすでに制限されている例とし

ノルマニの「アフリカ系」は、Jamaican Independent Act 1962 等の一連の法律に入っているのではなく、Independent Act 1962

(15) Chijoke Dike, *The Case Against Parliamentary Sov-*

ereignty, PUBLIC LAW (1976) 283. 亜教授はこの論文において、アーチーの所謂「シミュレーション」の文献を詳緻に批判している。

(55) O.Hood Phillips, REFORM OF THE CONSTITUTION,

(London, 1970) p.145; CONSTITUTIONAL AND ADMINISTRATIVE LAW (Sweet & Maxwell, 1973, 5th ed.) p.76.

(85) 一九七二年法で表明された英國議会憲憲は、その後更に進んでなまく。故に英國裁判所は、この議会憲憲に変更がなれないと認つて、それを廢止し共同体法の國内法に於ける優位性を宣稱してゐる。

Esso Petroleum v. Kingswood Motors, Ltd (1974) 1 Q.B. 142, 151; *Aero Zipp Fasteners v. Y.K.K. Fasteners*, (1973) C.M.L.R. 819, 820. 又参照 T. St. John N. Bates, *The Scrutiny of European Secondary Legislation at Westminster*.

1. E.L.R. 22 (1975).
2. 参照 1. 十二條より、イギリス國裁判所は、共同体裁判所の最終的審判権を有する事務官の権限を、Van Duyn v Home Office, Case 41/74, December 4, 1974; (1975) 1 C.M.L.R. 1 せんの最高の事務官である。又、参照 K.R. Simmons, VAN DUYN V. THE HOME OFFICE: *The Direct Effectiveness of Directives*, 24 INT. COMP. L.Q. 419 (1975); J.W. Bridge, *Community Law and English Courts and Tribunals: General Principles and Preliminary Rulings*, 1 E.L.R. 13 (1975); Guy and Leigh, *References under Article 177 EEC—Re an Illness in France* (1976) 1 C.M.L.R. 243—, 1 E.L.R. 341 (1976).
3. 参照 欧洲人権条約体制は European Convention on Human Rights によれば、de Smith, *op.cit.*, 608; D.R. Gilmour, *The Sovereignty of Parliament and the European Commission of Human Rights*, (1968) P.L. 62.

(86) 申上、懇請。

Joh Forman, *The Joint Declaration on Fundamental*

Rights, 2 E.L.R. 210 (1977); Transocean Marine Paint Association v. Commission (1974) 2 C.M.L.R. 459; 1 E.L.R. 115 (1976)

(5) Daglogou, *European Communities and Constitutional Law*, 32 C.A.M.L.J., 256, 267 (1973); Georg Schwarzenberger, *European Common Law*, CURRENT LEGAL PROBLEMS 1973, 114 滝「*歐洲公法*」Hermann Hosler, *European Law - Does It Exist?*, CURRENT LEGAL PROBLEMS 1966, 108; M.A. Milner, *The Common Law and the Common Market*, CURRENT LEGAL PROBLEMS 1962, 18; Gremeni and Golden, *The United Kingdom and the European Court of Justice: An Encounter Between Common and Civil Law Traditions*, 21 A.M.J.COM.L. 664 (1973) (1977年九月)[十六回]

※

この問題に関する新しい研究としては平良「イギリス憲法とたる『ローバル共同体法』法等研究五〇講演」がある。滝、一九七七年十一月十一日、慶應義塾大学にて開催された第五回EJO研究論大会の席上、慶應大学、平良教授は「EJO問題と伊ギリス憲法上の問題」を題とする研究発表を行った。その中で国際化をめぐる問題として諸異なった分析を述べた。

また英國より来た論文がある。J.-P.Warner, *The Relationship between European Community Law and the National Laws of Member States*, 93 L.Q.R. 349 (1977)